

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十四条の十 登録試験実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備へて置かなければならない。

2 登録試験を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録試験実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録試験実施機関の定められた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次条に定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第二十四条の十一 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録試験実施機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならぬ。

(適合命令)

第二十四条の十二 国土交通大臣は、登録試験実施機関が第二十四条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十四条の十三 国土交通大臣は、登録試験実施機関が第二十四条の六の規定に違反していると認めるときは、その登録試験実施機関に対し、同条の規定による登録試験を行うべきこと又は登録試験事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十四条の十四 国土交通大臣は、登録試験実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十四条の二第一号口の表の規定による登録を取り消し、又は期間を定めて登録試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第二十四条の四第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
二 第二十四条の七から第二十四条の九まで、第二十四条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
三 正当な理由がないのに第二十四条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
四 前二条の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により第二十四条の二第一号口の表の規定による登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第二十四条の十五 登録試験実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備へ、これを登録試験の実施の日から二年間保存しなければならない。

一 登録試験の受験申請の受理に関する事項

二 登録試験の受験手数料の収納に関する事項

三 登録試験の採点結果及び合否判定に関する事項

四 登録試験の合格証明書の交付及び再交付に関する事項

五 その他登録試験の実施状況に関する事項

2 登録試験実施機関は、次に掲げる書類を備へ、登録試験の終了後二年間これを保存しなければならない。

一 登録試験の受験申請書及びその添付書類

二 終了した登録試験の問題用紙及び答案用紙

(登録試験の実施結果の報告)

第二十四条の十六 登録試験実施機関は、登録試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した登録試験実施結果報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 試験年月日

二 試験地

三 受験者数

四 合格者数

五 合格者月日

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添付しなければならない。

(帳簿等の提出)

第二十四条の十七 登録試験実施機関は、第二十四条の九の規定により登録試験事務の休止又は廃止をした場合その他当該事務を行わないこととなつた場合には、遅滞なく、第二十四条の十五第一項の帳簿及び同条第二項の書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第二十四条の十八 国土交通大臣は、登録試験の実施のために必要な限度において、登録試験実施機関に対し、登録試験事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

第二十四条の十九 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第二十四条の二第一号口の表の規定による登録をしたとき。
二 第二十四条の七の規定による届出があつたとき。
三 第二十四条の九の規定による届出があつたとき。
四 第二十四条の十四の規定により第二十四条の二第一号口の表の規定による登録を取り消し、又は登録試験事務の停止を命じたとき。
又登録試験事務の停止を命じたとき。
第二十五条第一項中「前条第一号」を「第二十四条の二第一号」に改める。
別表第七の次に次の別表を加える。
別表第七の二(第二十四条の四関係)

Table with 4 columns: 登録試験の区分, 共通事項, 専門事項, 車両の設計. Rows include 鉄道土木施設の設計, 鉄道電気施設の設計, 車両の設計.